(13) 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の改良期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(14) 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その補助開始対象期間を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(15) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その設置期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(16) 特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その土地使用権の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(17) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(18) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(19) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された防災施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる防災施設建築物の新築期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の八関係）

(20) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二三年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「東日本大震災に係る被災住宅用地」という。）のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(21) 東日本大震災に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(22) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(23) 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が東日本大震災に係る被災住宅用地等である場合において、当該仮換地等を東日本大震災に係る被災住宅用地等とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(24) 東日本大震災に係る被災住宅用地の所有者等が、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める一定の土地を取得した場合の当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限又は改築期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(25) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の取得期限又は改築期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(26) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得した場合の当該償却資産又は当該損壊した償却資産を改良した場合の当該改良された部分に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限又は改良期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第五六条関係）

(三) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(1) 対象を都市鉄道利便増進事業のうち速達性向上事業により取得した資産とすること。

(2) 駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産を適用対象から除外すること。

(三) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

(1) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(2) エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(3) 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(三) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止することとした。（附則第六四条関係）

軽自動車税

(一) 環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税措置について、次のとおり対象を見直すこととした。（第四四六条関係）

(1) 電気軽自動車

(2) 次に掲げる天然ガス軽自動車

イ 平成三〇年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

ロ 平成二一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えない天然ガス軽自動車

(3) 次に掲げるガソリン軽自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 5(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。